

第 1 章

計画の策定にあたって

計画の策定にあたって

男女共同参画社会とは…

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条より)

人は皆、法の下に平等であり、性別にかかわらず個人として尊重され、能力に応じてひとしく教育を受け、その可能性を伸ばしていく権利があります。

国においては、男女共同参画社会の実現を、21世紀を迎えた我が国社会の最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定的に捉える意識や、労働の場における男女の格差、女性の人権を著しく侵害する暴力などが、依然として社会の中に残っていることから、男女共同参画社会の実現に向けた一層の取り組みを、行政と地域住民が一体となって進めていくことが必要です。

また、この取り組みが、少子・高齢化の進展、家族や子どもたちを取り巻く問題など、地域が抱える課題にも対応していくものと考えられます。

社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある地域社会を創造していくためには、男女が互いの人権を尊重するとともに、多様な生き方を認め合い、支え合うことが必要です。

このような認識のもと、花巻市は、平成18年1月、新市発足と同時に「花巻市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を図ることを決意しました。

この条例に基づき、男女が対等なパートナーとして生き生きと暮らすことができる活力あるまちを、市・市民及び事業者が連携・協働しながら築くための具体的な指針として、ここに基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定し、計画的かつ積極的な推進を図ります。